

カトリック川越教会 信仰共同体運営規程 新旧対照表 (2023年9月24日付け)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第5条 本教会は次の部(以下「各部」という。)を置き、通常の業務を処理します。</p>	<p>第5条 本教会は次の部を置き、通常の業務を処理します。</p>
<p>第6条 (略) 二、各組織は第11条の1・2号に定める方法に準じて編成します。</p>	<p>第6条 (略) 二、各組織は第11条に定める方法に準じて編成します。</p>
<p>第7条 (略) 1. 教会一致推進委員会…教会一致の推進に関する事項、川越市民クリスマス実行委員会に関する事項を担当します。 委員は奉仕委員会内で選定し、任期は役員の任期規定にしています。 2. (略)</p>	<p>第7条 (略) 1. 教会一致推進委員会…教会一致の推進に関する事項、川越市民クリスマス実行委員会に関する事項を担当します。 委員は奉仕委員会内で選定し、任期は役員の任期規程にしています。 2. (略)</p>
<p>第8条 本教会は必要に応じて奉仕委員会が起案し、主任司祭の了承を得て、別に臨時の委員会などを設けることができます。(以下略)</p>	<p>第8条 本教会は必要に応じて、別に臨時の委員会などを設けることができます。(以下略)</p>
<p>第10条 本教会は次の役員を置きます。 1. から6. (略) 7. <u>各部(会)の部長(代表)</u> 各一名 8. <u>各部(会)の副部長(副代表)</u> 各一名 9. <u>各部(会)の担当責任者</u> 各必要数(必要数は各部(会)において定めます) 10. (略)</p>	<p>第10条 本教会は次の役員を置きます。 1. から6. (略) 7. 部長(代表) 各一名 8. 副部長(副代表) 各一名 9. <u>各部内の担当責任者</u> 各必要数(必要数は各部において定めます) 10. (略)</p>
<p>第11条 (略) 1. 組織調整委員会は、公募と、信徒、各部、主任司祭の推薦による各部(会)構成員を確認し調整して各部(会)を編成し</p>	<p>第11条 (略) 1. 組織調整委員会は、公募と、信徒、各部、主任司祭の推薦による各部・会構成員を確認し調整して各部・会を編成しま</p>

<p>ます。</p> <p>2. 各部（会）の<u>部長（代表）、副部長（副代表）、担当責任者は各部（会）において互選により選出します。</u></p> <p>3. 奉仕委員会委員長・副委員長・書記（以下「三役」という。）は、信徒、および主任司祭の推薦に基づいて組織調整委員会と主任司祭が合議し選出します。また、推薦された候補者は必要に応じてこの合議に参加します。<u>さらに、調整の独立性を維持するため、組織調整委員には活動期間中の三役への被選出権はないものとします。ただし、特別な事情がある場合は、その限りではありません。</u></p> <p>4. （略）</p> <p>5. （略）</p> <p>6. （略）</p>	<p>す。</p> <p>2. 各部（会）の<u>部長、副部長（代表・副代表）・担当責任者は各部において互選により選出します。</u>）</p> <p>3. 奉仕委員会委員長・副委員長・書記（<u>三役</u>）は、信徒、および主任司祭の推薦に基づいて組織調整委員会と主任司祭が合議し選出します。また、推薦された候補者は必要に応じてこの合議に参加します。調整の独立性を維持するため、組織調整委員には活動期間中の三役への被選出権はないものとします。</p> <p>4. （略）</p> <p>5. （略）</p> <p>6. （略）</p>
<p>第12条 役員の任期は二年とし、<u>その再任を妨げないものの、二期四年を限度とします。なお、二年のブランク後の更なる再任は、これを妨げません。また、三役以外の役員の任期は、特別な事情がある場合は、この限りではありません。さらに、当期における副部長（副代表）が、翌期に部長（代表）になることは、これを妨げません。</u></p> <p>二、（略）</p> <p>三、（略）</p>	<p>第12条 役員の任期は二年とします。<u>再任をさまたげないものの、その場合最長二期四年とします。また副が部長、代表になることはさまたげません。二年間ブランク後の再任はこの限りではありません。</u></p> <p>二、（略）</p> <p>三、（略）</p>
<p>第14条 （略）</p> <p>1. （略）</p> <p>2. （略）</p> <p>3. （略）</p> <p>4. （略）</p> <p>5. 合同会議…複数の組織に関係する事項の処理を必要とするときは、奉仕委員会が起案し、主任司祭の了承を得て、<u>関係する組織の共催による合同会議を開くことができます。</u></p>	<p>第14条 （略）</p> <p>1. （略）</p> <p>2. （略）</p> <p>3. （略）</p> <p>4. （略）</p> <p>5. 合同会議…複数の組織に関係する事項の処理を必要とするときは、関係する組織の共催による合同会議を開くことができます。</p> <p>6. 拡大会議…奉仕委員会・部会・合同会議において、議事の内</p>

